

いじめ防止基本方針

二本松市立岩代中学校

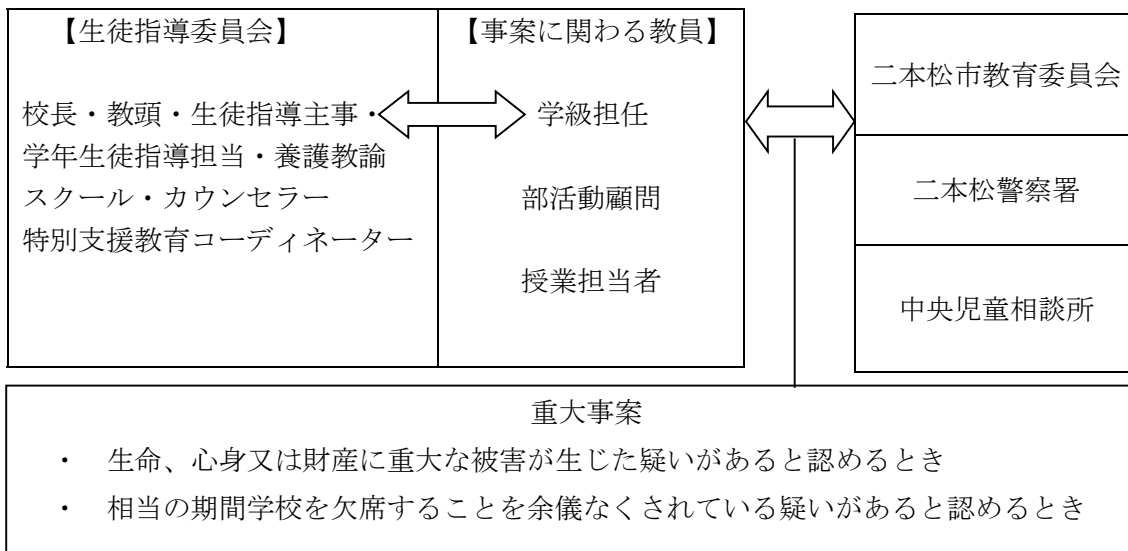
1 基本理念

- いじめは「どの学校・学級でも起こりうるもの」、「どの子供も被害者にも加害者にもなりうるもの」という基本認識に立ち、すべての生徒が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、生徒一人ひとりの個性や能力を十分に伸長することができるよう、家庭、地域、関係機関との連携のもと、学校が中心となって組織的にいじめ防止に取り組む。
- いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるという共通認識のもと、家庭や関係機関、地域の力も積極的に取り込み、いじめ問題の根絶に努める。

2 方針

(1) いじめ防止対策のための組織

いじめ防止対策委員会組織 重大事態調査委員会



(2) いじめを未然防止するための取り組み

- ① いじめの未然防止のために、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、週1回の生徒指導委員会等で情報を共有するとともに、教職員の資質向上に向けた研修を計画的に行う。
- ② 学級担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ア 達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - イ ルールが守られ、秩序があり「安心・安全」が保障される学級づくり
 - ウ 教師、生徒、保護者による心のつながりのある信頼関係づくり
 - エ 「生活記録ノート」の活用による生徒、保護者との絆づくり
- ③ 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図り、自己有用感、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
 - ア 基本的な知識・技能の確実な習得

- イ 主体的に取り組むことができる「課題」の設定
 - ウ 仲間との関わりを通し、自己の学びを高めることができる協働学習の設定
 - エ 成長と変容が実感できる振り返りの充実
 - オ 特別な支援を要する生徒に対するきめ細かな個別指導の実施
- ④ 教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図り、道徳科の授業及び体験活動を通して日常的に他者との関わりに目を向けさせ、「いじめは絶対に許されない」ことを、生徒一人ひとりの心に深く刻む指導を行う。
- ⑤ 外部講師を活用した情報モラル教育を実施し、生徒と保護者がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者にならないよう、繰り返し指導する。
- ア 外部講師を活用した生徒・保護者を対象とした情報モラル教室の実施
 - イ 情報担当教師による定期的なネットパトロールの実施
 - ウ 懇談会や学校だより、ホームページ等による保護者、生徒への啓発
- ⑥ 生徒会を中心とした「岩代中いじめ^{ゼロ}プロジェクト」を推進する。
- ア ねらい
 - ・ 生徒が主体となる自治活動を通し、「自ら判断し行動する力」、「奉仕の精神」を身につけさせる。
 - ・ 「気づき」「考え」「実行」をしながら、日常生活の中で望ましい人格と精神を養わせる。
 - イ スローガン（生徒会役員がスローガンを生徒会総会で全校生徒に説明する。）
 - 「い」……いじめは許されない。
 - 「わ」……忘れないで、相手の気持ち。
 - 「しろ」……知ろう、お互いのことを。
 - ウ 活動内容
 - ・ 明るい学校にするために、あいさつ運動に力を入れる。
 - ・ 縦割り活動（委員会・部活動・清掃など）を通して、互いを理解する機会とする。
 - ・ プロジェクトに参加する人に署名を集め、掲示する。
 - ・ 生徒会が中心となり、生徒会総会や生徒会だよりにより、定期的に啓発活動を行う。
 - エ 保護者及び地域に対して、生徒会だよりやホームページを活用し、プロジェクトの取り組みについて情報を発信する。

(3) いじめの早期発見のための取り組み

- ① 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応
- ア 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く保つとともに、教職員相互が情報交換、情報共有を行い、危機感をもっていじめを積極的に認知するよう努める。
 - イ 定期的なアンケート調査や面談、日常の声かけを実施し、生徒個々の不安や心配事、悩みに寄り添う。
 - ・ 第1回…7月、第2回…10月、第3回…1月
 - ウ 休み時間や放課後の様子に目を配ったり、「生活記録ノート」を活用したりするなどして、教師と生徒との温かい人間関係、保護者との信頼関係を築き、生徒個々の交友関係や悩みの把握に努める。
- ② 相談体制の整備
- 定期的に相談窓口を周知し、生徒及び保護者、教職員がいつでも気軽に相談できる体制を整

備する。

ア 定期教育相談の実施

- ・ 4月～5月・・・・・・・・・・家庭訪問（全学年）
- ・ 7月・・・・・・・・・・二者相談（全学年）
- ・ 夏季休業中・・・・・・・・・・三者相談（3学年）
- ・ 10月下旬～11月上旬・・・二者相談（全学年）
- ・ 11月中旬・・・・・・・・・・三者相談（全学年）

イ 日常の相談体制の整備

- ・ 養護教諭との相談
- ・ スクール・カウンセラーとの相談
- ・ 「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知、外部相談機関の紹介
- ・ 教師は「口が固い」「話しやすい」「全力で守る」の3原則をもって対応する。
- ・ 生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。

③ 地域や家庭との連携

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(4) いじめに対する措置（早期対応、組織的対応）

「生活記録ノート」やアンケート等での生徒の訴え、教師や生徒、保護者、地域の方の発見により、いじめ（いじめと疑われる行為）が発覚した場合には、以下の点に留意し、迅速かつ組織的な対応を行う。

- ① いじめ（いじめと疑われる行為）を発見した場合、いじめを発見した教師、生徒などから迅速な事実確認を行い、「いじめ防止対策委員会」を招集し組織的に対応する。
- ② いじめを受けた生徒を守り通す姿勢で真摯に対応し、学級担任を中心に的確な関わりをもつ。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全にも十分配慮する。
- ③ いじめを行った生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ④ 教職員の共通理解および保護者との協力体制を構築し、スクール・カウンセラーやスクール・ソーシャルワーカー等の専門家、教育支援センター、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応する。
- ⑤ 「いじめ防止対策委員会」の支援のもと、いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ⑦ いじめが落ち着いたと思われる場合でも、いじめを行った生徒及びその周囲の生徒を継続的に観察し、再発防止に努める。また、いじめの案件を検証し、全校で再発防止策の強化に努める。

(5) 年間計画

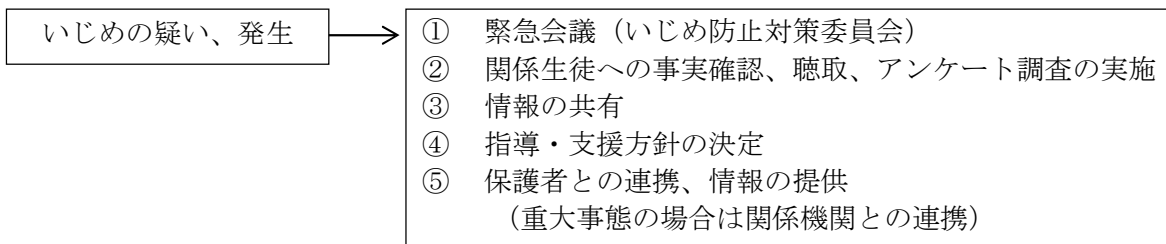
月	取り組み内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A懇談会で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）の説明 ・ 第1回いじめ防止対策協議会 ・ 各種だより、ホームページ等による「方針」等の発信 ・ 授業参観 P T A集会 学年P T A集会 ・ 家庭訪問 ・ 生活記録ノート・チャンス相談（通年） ・ 相談窓口の周知（通年） 	生徒指導委員会 （毎週開催）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回生徒総会（岩代中いじめ0プロジェクトの確認） ・ 第1回学校運営協議会（「方針」の説明） 	第1回安達地区生徒指導協議会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ hyper-Q Uとその結果の活用 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回生活アンケート ・ 二者相談（全学年） ・ 授業参観、学年P T A集会（1学期の振り返り） ・ 情報モラル教室（外部講師招聘し生徒、保護者を対象に実施） ・ 三者相談（3学年） ・ 学校評価アンケート（1学期の振り返り） 	第1回学校警察連絡協議会 （市生徒指導主事研修会）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回いじめ防止対策協議会 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校集会（いじめ防止対策と取り組み） ・ 第2回学校運営協議会（小中合同開催で熟議） 	第2回安達地区生徒指導協議会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回生活アンケート ・ 二者相談（全学年）（10月～11月） 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二者相談（全学年） ・ 三者相談（全学年） ・ 学校評価アンケート（2学期の振り返り） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩代中学校区幼小中連携協議会（情報交換、研修） 	第2回学校警察連絡協議会 第3回安達地区生徒指導協議会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回いじめ防止対策協議会 ・ 第3回生活アンケート 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回生徒総会（岩代中いじめ0プロジェクト総括） ・ 授業参観 P T A総会 学年P T A集会 ・ 第3回学校運営協議会（一年間の総括） 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の反省と次年度の改善 ・ 次年度への引き継ぎ 	

(6) 評価と改善

- ① 学校評価を活用し、毎学期末にいじめ防止の取組について評価する。
評価方法は、教職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を教職員、保護者、学校運営協議会に周知し、改善案を検討する。

3 いじめ発生時の基本的な対応

(1) 状況の把握



(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

- ① 学級担任など信頼関係が築けている教師を中心に、いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた生徒の心情に十分な配慮をし、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ② 即日家庭訪問を実施し、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめを受けた生徒の安全の確保を確認し、保護者の不安解消に努める。
- ③ いじめを受けた生徒が信頼できる親しい友人、教職員、家庭、地域の人等と連携し、生徒に寄り添い支える体制の構築を図る。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して学習や生活ができるよう、よりよい学習環境の確保を図る。
- ⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、所轄警察署、児童相談所等外部の関係機関との協力による生徒、保護者の心のケアを行う。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、折に触れ必要な支援や相談を実施する。

(3) いじめを行った生徒、保護者への対応・助言

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 確実に事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など関係機関の協力を得て、問題の解決を進める。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全を確保し、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ⑤ 状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や、警察との連携による措置など、毅然とした対応をし、再発防止に努める。